

# 令和7年度 第4回 山形支部評議会

---



令和8年3月  
全国健康保険協会山形支部

- 以下の議事次第について報告いたします。

1. 令和8年度 保険料率・支部事業計画及び保険者機能強化予算
  - (1) 都道府県単位保険料率、介護保険料率及び子ども・子育て支援金率について
  - (2) 支部事業計画の最終報告について
  - (3) 保険者機能強化予算等の最終報告及び主な取組みについて

1. 令和8年度 保険料率・支部事業計画・保険者機能強化予算  
（1）都道府県単位保険料率、介護保険料率及び  
子ども・子育て支援金率について

# 1. 令和8年度 保険料率・支部事業計画・保険者機能強化予算（1）

## ● 都道府県単位保険料率（平均保険料率9.9%）

	都道府県単位保険料率	【参考】 平均保険料率10%の場合
北海道	10.28%	10.38%
青森県	9.86%	9.96%
	※9.85%	
岩手県	9.51%	9.61%
宮城県	10.10%	10.20%
秋田県	10.02%	10.12%
	※10.01%	
山形県	9.79%	9.89%
	※9.75%	
福島県	9.50%	9.60%
茨城県	9.52%	9.62%
栃木県	9.83%	9.93%
	※9.82%	
群馬県	9.68%	9.78%
埼玉県	9.67%	9.77%
千葉県	9.73%	9.83%
東京都	9.85%	9.95%
神奈川県	9.96%	10.06%
	※9.92%	
新潟県	9.21%	9.31%
富山県	9.59%	9.69%
石川県	9.70%	9.80%
福井県	9.71%	9.81%
山梨県	9.55%	9.65%
長野県	9.63%	9.73%
岐阜県	9.80%	9.90%
静岡県	9.61%	9.71%

	都道府県単位保険料率	【参考】 平均保険料率10%の場合
愛知県	9.93%	10.03%
三重県	9.77%	9.87%
滋賀県	9.88%	9.98%
京都府	9.89%	9.99%
大阪府	10.13%	10.23%
兵庫県	10.12%	10.22%
奈良県	9.91%	10.01%
和歌山県	10.06%	10.16%
鳥取県	9.86%	9.96%
島根県	10.08%	10.18%
	※9.94%	
岡山県	10.05%	10.15%
広島県	9.78%	9.88%
山口県	10.15%	10.25%
徳島県	10.24%	10.34%
香川県	10.02%	10.12%
愛媛県	9.98%	10.08%
高知県	10.05%	10.15%
福岡県	10.11%	10.21%
佐賀県	10.55%	10.65%
長崎県	10.06%	10.16%
熊本県	10.08%	10.18%
大分県	10.08%	10.18%
宮崎県	9.77%	9.87%
鹿児島県	10.13%	10.23%
沖縄県	9.61%	9.71%
	※9.44%	

注「都道府県単位保険料率」欄の下端（※）が特例措置（保険料が年度ごとに増減する場合等に、その増減を複数年度で一定程度平準化できるような措置）により前年度から据置きとなる保険料率

## ● 保険料率の変更時期

令和8年3月分（4月納付分、任意継続被保険者は4月分）の保険料から適用

# 1. 令和8年度 保険料率・支部事業計画・保険者機能強化予算（1）

- 厚生労働省において、以下のようなパブリックコメントを募った上で、協会けんぽは都道府県単位保険料率が前事業年度と比して上昇し又は低下するため、その影響を複数年度にわたり調整する必要があると認め、厚生労働大臣の承認を得た上で、都道府県単位保険料率の算定について必要な措置を講ずることができる旨の規定が健保則に設けられ、都道府県単位保険料率が認可されました。

健康保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省保険局保険課

**1. 改正の趣旨**

- 全国健康保険協会（以下「協会」という。）の都道府県単位保険料率については、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第160条第3項の規定に基づき、支部被保険者を単位として、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとされている。
- また、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「健保令」という。）第45条の2において都道府県単位保険料率の算定方法が規定されているところ、算定に用いる額を動議する際に必要となる一部事項については、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第36号。以下「健保則」という。）第135条の7等に委任されている。
- このため、都道府県単位保険料率は、健保令及び健保則に基づいて決定されるものであるところ、各支部における財政と保険料率を安定させることができるようにする必要があるため、保険料が年度ごとに増減する見込みである場合等には、協会が厚生労働大臣の承認を得た上で、都道府県単位保険料率の算定について必要な措置を講ずることができるよう所要の改正を行う。

**2. 改正の概要**

- 協会は、一の事業年度の3月から用いる都道府県単位保険料率について、当該一の事業年度の前事業年度の3月から当該一の事業年度の2月まで用いる都道府県単位保険料率が、前事業年度における都道府県単位保険料率と比して上昇し又は低下するため、その影響を複数年度にわたり調整する必要があると認め、厚生労働大臣の承認を得た上で、都道府県単位保険料率の算定について必要な措置を講ずることができる旨の規定を健保則に設ける。

**3. 根拠条項**

- 健保法第7条の41

**4. 施行期日等**

- 公布日：令和8年2月下旬（予定）
- 施行期日：公布日

【参考】e-gov パブリックコメント  
「健康保険法施行規則の一部を改正する省令案に関するご意見の募集について」より引用

# 1. 令和8年度 保険料率・支部事業計画・保険者機能強化予算（1）

## ● 介護保険料率

- ・介護保険の保険料率については、介護納付金の額を総報酬額の見込額で除して得た率を基準として保険者が定めると健康保険法で法定されています。
- ・2026（令和8）年度は、2025（令和7）度末に見込まれる剰余分（57億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.62%（4月納付分から変更）とします。

## 健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっています。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

# 1. 令和8年度 保険料率・支部事業計画・保険者機能強化予算（1）

## ● 子ども・子育て支援金率

- ・子ども・子育て支援金率については、全ての保険者※が納付すべき子ども・子育て支援納付金の総額を全ての保険者※が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除した率を基礎として、保険者が定めると健康保険法で法定されています。
- ・政府は、子ども・子育て支援金率の基礎として実務上一律の支援金率を示す取扱いとされています。
- ・2026（令和8）年度は、政府が被用者保険者の支援金率として示した0.23%（5月納付分から追加）とします。

### 健康保険法第160条の2第1項

子ども・子育て支援金率は、各年度において全ての保険者が納付すべき子ども・子育て支援納付金の総額を当該年度における全ての保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除した率を基礎として政令で定める率の範囲内において、保険者が定める。

子ども・子育て支援金率は、次の算式により得た率を基礎として、保険者が定めることとなっています。

$$\text{子ども・子育て支援金率} = \frac{\text{全ての保険者※が納付すべき子ども・子育て支援納付金の総額}}{\text{全ての保険者※が管掌する被保険者の総報酬額総額の見込額}}$$

※全国健康保険協会及び健康保険組合

1. 令和8年度 保険料率・支部事業計画・保険者機能強化予算  
(2) 支部事業計画の最終報告について

# 1. 令和8年度 保険料率・支部事業計画・保険者機能強化予算（2）

- 前回評議会から、支部事業計画に変更はありません。

大幅達成 ◎      達成 ○      未達 △      大幅未達 ×

K P I 項目 <基盤的保険者機能関係>		令和7年度	達成見込	令和8年度
サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況	100%	○	100%
	② サービススタンダードの平均所要日数	7日以内	○	7日以内
	③ 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率	対前年度以下 (3.7%)	△	対前年度以下
レセプト点検の精度向上	① 協会のレセプト点検の査定率	対前年度以上 (0.165%)	△	対前年度以上
	② 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額	対前年度以上 (10,546円)	△	対前年度以上
債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	① 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率	対前年度以上 (87.36%)	○	対前年度以上

# 1. 令和8年度 保険料率・支部事業計画・保険者機能強化予算（2）

KPI項目 <戦略的保険者機能関係>		令和7年度	達成見込	令和8年度
特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診実施率	83.5%	○	83.5%
	② 事業者健診データ取得率	7.3%	△	7.3%
	③ 被扶養者の特定健診実施率	44.9%	○	46.2%
特定保健指導実施率及び質の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率	31.5%	△	34.9%
	② 被扶養者の特定保健指導実施率	15.2%	△	16.3%
重症化予防対策の推進	① 血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合	36.2%	○	対前年度以上

# 1. 令和8年度 保険料率・支部事業計画・保険者機能強化予算（2）

K P I 項目 <戦略的保険者機能関係>		令和7年度	達成見込	令和8年度
コラボヘルスの推進	① 健康宣言事業所数	1,820事業所 (旧モデル+新モデル)	○	1,980事業所 (新モデルのみ)
医療資源の適正使用	① ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）	対前年度以上 (91.6%)	○	対前年度以上
広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	① SNS(LINE公式アカウント)の運用	毎月情報発信	○	毎月2回以上
	② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	66.5%	◎	68.5%
	③ 健康保険委員の委嘱事業所数	対前年度以上 (3,769事業所)	◎	対前年度以上

# 1. 令和8年度 保険料率・支部事業計画・保険者機能強化予算（2）

## ● 令和8年度 支部広報計画（最重点広報）

最重点広報（全支部共通）	メインターゲット	主な広報媒体	実施時期
令和9年度保険料率改定 （インセンティブ制度の周知を含む）	被保険者・事業主	チラシ・LINE・メールマガジン・新聞広報・健康保険委員広報誌・関係団体広報誌・ニュースリリース	令和9年2～3月
健診体系の見直し （現役世代への健診事業の拡充）	加入者（被扶養者）・事業主・担当者	チラシ・LINE・メールマガジン・健康保険委員広報誌・関係団体広報誌・ニュースリリース	令和9年1～3月
健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり	加入者・事業主	チラシ・LINE・メールマガジン・健康保険委員広報誌・関係団体広報誌・新聞広告等複数の広報媒体・屋外広告	令和8年7月～
電子申請・けんぽアプリの利用促進	加入者・事業主・担当者・健康保険委員・社会保険労務士	チラシ・LINE・メールマガジン・健康保険委員広報誌・関係団体広報誌・研修会・ニュースリリース・ポスター	通年

# 1. 令和8年度 保険料率・支部事業計画・保険者機能強化予算（2）

## ● 令和8年度 支部広報計画（重点広報）

重点広報	メインターゲット	主な広報媒体	実施時期
医療費適正化	小児がいる世帯	リーフレット	令和8年度通年
健診	事業主・担当者・加入者	DM	令和8年度通年
特定保健指導	事業主・担当者・加入者	健康保険委員広報誌、LINE	令和8年度通年
重症化予防	事業主・加入者	チラシ、宣言事業所向け広報媒体	令和8年10月～
コラボヘルス	事業主・加入者	納告チラシ、健康保険委員向け広報誌、関係団体発行の広報誌、メールマガジン等・各種研修会等での説明	令和8年度通年

1. 令和8年度 保険料率・支部事業計画・保険者機能強化予算  
(3) 保険者機能強化予算等の最終報告及び主な取組みについて

# 1. 令和8年度 保険料率・支部事業計画・保険者機能強化予算（3）

- 前回評議会から、保険者機能強化予算に変更はありません。

単位：千円

予算区分	分野	予算（前年度比）	
医療費適正化予算	① 医療費適正化対策	2,516	(494)
	② 広報・意見発信	7,676	(▲1,064)
	合計	10,192	(▲566)
保健事業予算	③ 健診経費	11,947	(1,154)
	④ 保健指導経費	2,056	(▲3,358)
	⑤ 重症化予防対策	1,956	(▲2,312)
	⑥ コラボヘルス事業経費	20,789	(8,668)
	⑦ その他	1,547	(▲34)
	合計	38,295	(4,118)

# 1. 令和8年度 保険料率・支部事業計画・保険者機能強化予算（3）

- 最重点広報の予算です。

単位：千円

最重点広報	取組名	予算
	① 令和9年度保険料率改定	1,891
	② 健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）	1,837
	③ 健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり	1,926
	④ 電子申請・けんぽアプリの利用促進	448
	合計	6,101

# 1. 令和8年度 保険料率・支部事業計画・保険者機能強化予算（3）

## ● やまがた健康企業宣言新規登録勧奨事業（コラボヘルスの推進）

### 1. 実施概要

やまがた健康企業宣言事業所数を拡大させるため、勧奨文書発送後の電話による宣言新規登録勧奨業務等を委託する。

### 2. 期待される効果

- ・やまがた健康企業宣言登録済事業所数の増加
- ・生活習慣病予防健診受診率及び特定保健指導実施率の向上
- ・健康保険委員委嘱事業所数及び健康保険委員委嘱者数の増加

### 3. 予算

3,340千円

### 4. 実施時期

令和8年9月～令和8年12月

【参考】令和7年度第3回 山形支部評議会資料抜粋

■ R8年度KPI				
指標	R8年度 目標	R7年度 目標	実績 (9月時点)	
				全国(参考)
① やまがた健康企業宣言事業所数	1,980事業所	1,820事業所	1,887事業所 (内、新モデル：1,750事業所※)	—

※旧モデルの宣言事業所が新モデルに移行しない場合、当該宣言登録が取り消されるため、令和8年度のKPI達成に向けて、新規の宣言事業所数を増やす必要がある。

# 1. 令和8年度 保険料率・支部事業計画・保険者機能強化予算（3）

## ● 山形支部公式LINE制作業務委託

（広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進）

### 1. 実施概要

加入者に手軽なLINEを活用し、健康情報や最新の協会けんぽからの事業周知情報を届けることで、健康意識の向上、医療費適正化に対する意識付けを行う。

加入者（特に被扶養者）に直接広報を実施できる媒体となるため、LINEの友だち登録数を拡大し、効果的な広報を行うため、専門業者を活用し、より関心を集めやすく、継続的に見てもらえるようなLINEの情報発信を行う。

### 2. 期待される効果

- ・専門事業者を活用することで友だち登録数の増加。
- ・医療費適正化や、更なる保険事業の推進に向けた各種事業をより多くの人に直接周知。
- ・加入者の関心を引くようなコンテンツを展開し、継続的にLINEを開封してもらうことによる加入者の健康意識向上。

### 3. 予算

2,277千円

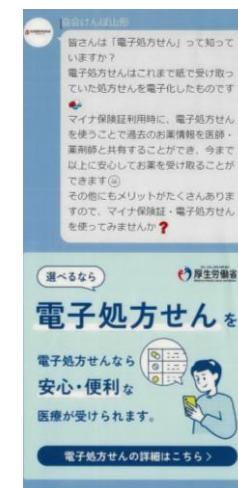
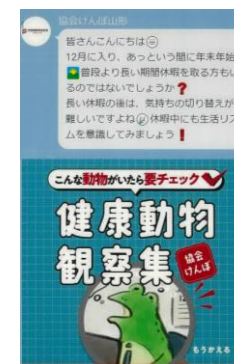
### 4. 実施時期

令和8年4月～

【友だち募集ポスター】



【令和7年12月配信】



# 1. 令和8年度 保険料率・支部事業計画・保険者機能強化予算（3）

## ● 保健事業の一層の推進（健診体系の見直し）について ※各種広報の拡充

### 1. 広報内容

- ・令和8年度から、35歳以上の被保険者を対象に人間ドックに対する費用補助を実施するほか、生活習慣病予防健診の一般健診について、新たに20歳、25歳、30歳を対象とする（胃・大腸がん検診の検査項目を除く）。
- ・従来40歳から5歳刻みで一般健診に追加可能としていた付加健診について、一般健診及び付加健診の項目を統合し、新たに「節目健診」を新設。また、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施。
- ・令和9年度から、被扶養者を対象とした健診について被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充。なお、制度変更後の健診体系では被保険者と被扶養者の健診内容等は同一となりますが、現行の被扶養者に対する特定健診については引き続き実施。

### 2. 期待される効果

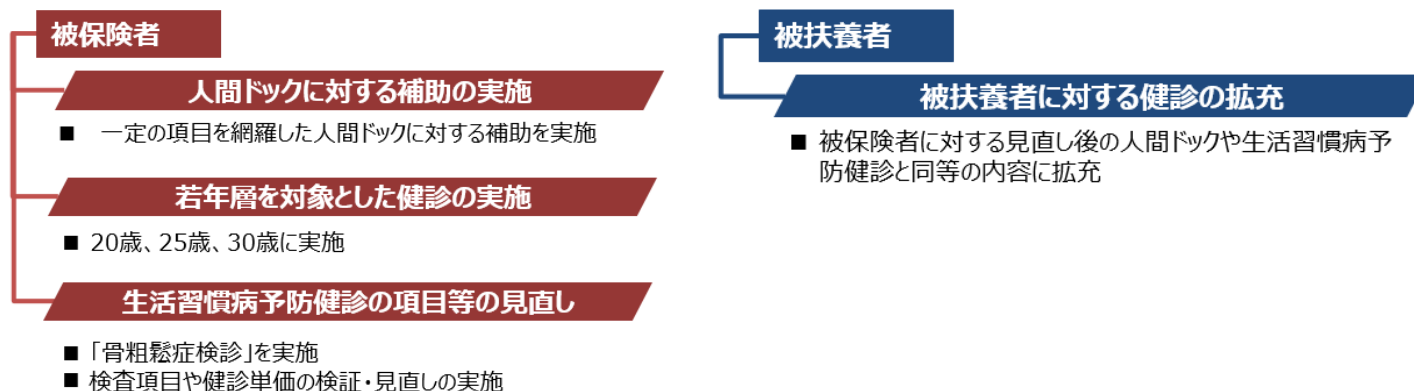
健診体系の見直しについて、各種媒体を通じて重点的に広報することで、より質の高い健診を提供し、医療費の適正化及び加入者の健康の保持増進をより一層推進する。

### 3. 予算

1,837千円

### 4. 実施時期

未定



# 1. 令和8年度 保険料率・支部事業計画・保険者機能強化予算（3）

## ● 健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり（最重点広報）

### 1. 実施概要

コミュニケーションロゴ・タグラインを活用した広報手段を企画提案の上、委託事業者を選定し、これまでの健康保険証に代わって、協会の存在や役割を認識していただくための広報を行う。

### 2. 予算

1,926千円

### 3. 実施時期

令和8年8月～



協の右の力三つ「荔(きょう)」の意味は、  
力をあわせる。力をひとつにする。

## ● 電子申請・けんぽアプリの利用促進（最重点広報）

### 1. 実施概要

けんぽDX（電子申請・けんぽアプリ）に関するポスターを作成し、健康保険委員向けの広報誌に同封の上周知することで、健康保険委員を通して、加入者の利用促進に向けた効果的な広報を行う。

### 2. 予算

448千円

### 3. 実施時期

令和8年6月～

【現行配布チラシ】

**協会けんぽ 加入者のみなさまへ**

電子申請は利用可能。詳細については、電子申請情報ページをご覧ください。

**各種申請手続きがオンラインでもっと手軽に**

**2025年1月30日スタート**

これからは、**電子申請**がおおすすめです。

「安心」	「便利」
システムチェックにより、紙書類などのミスが防げます。	郵送などに比べていたずら、紛失、取り忘れがなくなります。
制度の詳解やご不明な点も随時お問い合わせいただけます。正確な申請が可能です。	スマホやPCから申請書の提出が簡単です。

**電子申請対象書類**  
オンラインではほぼすべての申請が可能です。

- 医療手当支給申請書
- 出産手当金支給申請書
- 休業育休一時金支給申請書
- 高額療養費支給申請書
- 療養料(暫)支給申請書
- 療養費支給申請書(ご家族共済)
- 療養費支給申請書(治療費共済)
- 任意継続費精算申請書
- 特定健康診査受診券(セット券)申請書
- 特定健康診査利用申請書

ご利用方法は裏面へ

PCでもスマホでも **4ステップでカンタン申請**

2025年1月30日スタート

**けんぽアプリをぜひご利用ください!**

協会けんぽでは、すべての加入者停止の方がけんぽアプリをリリースしました。けんぽアプリからも電子申請を利用できるほか、あなたの健康に役立つ情報もお知らせします。今更便利なお知らせも実施予定ですので、この機会にけんぽアプリをぜひご利用ください!

Android: Google Play

iOS: App Store

協会けんぽ